

法務総合研究所研究部報告

11

—児童虐待に関する研究— (第1報告)

はしがき	頃 安 健 司	i
要旨紹介	加 澤 正 樹	ii
少年院在院者に対する被害経験のアンケート調査		1
「児童虐待に関する研究会」のまとめ		251

2 0 0 1

法務総合研究所

は し が き

法務総合研究所研究部が、最近実施した調査研究の結果を取りまとめ、ここに研究部報告第11号を刊行する。

法務総合研究所研究部報告第11号は、「児童虐待に関する研究(第1報告)」として、研究部が平成12年に少年院在院者を対象に実施した被害経験に関する調査の結果及び児童虐待問題に関する研究会の実施概要を報告している。

子供に対する身体的、心理的虐待等については、近時、児童相談所等への通告・相談件数が急増するなど、深刻な社会問題として国民の関心が高まっており、平成12年5月、児童虐待の発見と防止のための「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されたところである。児童虐待については、従来から、医療、福祉等の領域で調査研究が進められており、虐待が子供の心身の発達に及ぼす影響のみならず、後年の非行・犯罪との関係、暴力的傾向の世代間連鎖等のさまざまな問題を含んでいることが指摘されている。このような状況を踏まえ、研究部では「児童虐待に関する研究」(2か年計画)として、刑事司法の現場における児童虐待の問題を取り上げた。

研究部報告第11号として報告する「少年院在院者に対する被害経験のアンケート調査」は、全国の少年院を対象に、家族からの身体的暴力等の被害経験を尋ねる初めての調査の結果報告であり、少年院在院者における虐待問題の広がりや、虐待がその当時の少年に与えた影響等について分析している。また、児童虐待問題に関する研究会においては、医療、社会福祉、法律等の関連諸領域における児童虐待の現状についての報告と、それらを踏まえて、検察、矯正及び更生保護の現場の処遇を児童虐待という視点から見直すことを試みたので、その概要を『「児童虐待問題に関する研究会」のまとめ』として報告する。

児童虐待問題については、関係諸領域の研究者、実務家による学際的アプローチが求められていると思われるところから、本報告書が有効かつ適切な児童虐待対策の検討にいささかでも寄与することができれば幸いである。

最後に、少年院在院者に対する被害経験に関する調査の実施に当たり、御理解と御協力を賜った法務省矯正局及び少年院の関係各位に対し、心から謝意を表する次第である。

平成13年3月

法務総合研究所長

頃 安 健 司

要 旨 紹 介

この研究部報告は、「児童虐待に関する研究（第1報告）」として、2編の報告が掲載されており、利用の参考のため、各報告の要旨を紹介する。

「少年院在院者に対する被害経験のアンケート調査」

1 調査の実施概要

「少年院在院者に対する被害経験のアンケート調査」は、非行少年における被虐待経験の状況を把握し、被虐待経験のある少年の特性等を分析することを通して、少年院等の処遇及び児童虐待の防止全般に資する資料を得ることを目的とした。

調査対象者は、平成12年7月17日現在、全国少年院の中間期教育過程に在籍する全少年である。

調査方法は、少年が自ら記載する質問紙と、施設職員が少年調査記録等の公的資料によって作成する調査票の2種類による。このうち、少年に対する質問紙は、ほぼ同一の質問事項について、まず始めに家族以外の者による被害の場合を尋ね、次に家族による被害の場合について尋ねる2部構成とした。実施結果を見ると、前者についても、いくつかの興味深い点が見られたので、家族による被害の分析に併せて、随時紹介することとする。

2 家族からの加害行為の状況

少年が記載した質問紙の集計結果に基づき、家族からの身体的暴力①（軽度）、②（重度）、性的暴力①（接触）、②（性交）及び不適切な保護態度について、それぞれの被害の状況や被害を受けた時に少年がとった行動等を見てみた。なお、分析に際しては、家族からの加害行為を受けた経験のある者を「被虐待群」（保護者である父、母、祖父、祖父母のいずれかから繰り返し身体的暴力等を受けていた者）と「家族被害群」（きょうだい等前記以外の者から身体的暴力等を受けていた者及び前記の者から身体的暴力等を受けたが、繰り返し受けたわけではない者）の2つに分け、家族以外の者から同種加害行為を受けた経験のある者との対比も含め、家族からの身体的暴力等の被害経験の特徴を把握することに努めた。

- (1) 家族から身体的暴力、性的暴力及び不適切な保護態度のいずれか1つでも受けた経験のある者は、全体の約70%である。また、これら5つの加害行為について少なくとも1つ以上の被虐待経験のある者は全体の約50%で、男女を比べると、女子に多い。
- (2) 家族からの身体的暴力の被害状況については、次のとおりである。
 - ① 家族から身体的暴力を受けた者は、家族被害群と被虐待群を合わせて約70%を占め、身体的虐待①、②のどちらか又は両方を経験した者は約50%である。
 - ② 身体的暴力の最もひどい加害者について、家族被害群ではきょうだいとする者の比率が50%前後と最も高く、被虐待群では実父（男子）又は実父及び実母（女子）である。また、虐待の最もひどい加害者を男女で比べると、男子は実父、女子は実母がそれぞれ有意に多い。
- (3) 身体的暴力を受けた時の行動等について、加害者が家族以外の者の場合との対比も含めて述べると、次のとおりである。
 - ① 身体的暴力を受けた経験を誰かに言ったどうかについては、男女で傾向が異なり、総じて女子は

男子より表出する者が多い。なお、男女とも身体的暴力の程度が重いときの方が、表出する者が多くなっている。身体的暴力を受けた経験を言った相手は、加害者が家族であるかどうかにかかわらず、男女とも友達・恋人・先輩が半数以上と最も多い。

- ② 身体的暴力の被害を受けたときの行動について、一部を除き、加害者が家族以外の者の場合と家族の場合で傾向が異なる。加害者が家族以外の場合は、がまんした者や仕返しした者が多く、家族の場合は、がまんした者と家出した者が多い。また、女子については、加害者が家族であるかどうかにかかわらず、飲酒・薬物使用に到った者が男子に比べて高い比率になっている。
 - ③ 家族又は家族以外の者から身体的暴力を受けた経験のある者のうち、女子の被虐待群を除き、70%以上の者が加害行為は終了したとしている。
- (4) 家族から性的暴力を受けた者は、家族被害群と被虐待群を合わせ、男子で約1%、女子で約15%である。性的暴力①（接触）について、最もひどい加害者は、家族被害群では男女ともきょうだいであり、被虐待群では、男子が実父、女子が実父及び義父である。
- (5) 性的暴力を受けた時の行動について、加害者が家族以外の者の場合と家族の場合とを比べたところ、次のような結果が得られた。
- ① 性的暴力を受けた経験を他者に言ったかどうかについては、男女で傾向が異なり、①、②とも加害者が家族であるかどうかにかかわらず、男子は「言ったことはない」が、女子は、「言ったことがある」が多い。また、「言ったことがある」とする者の比率を身体的暴力及びネグレクトの場合と比べると、性的暴力の場合は、一部を除き、かなり低い数値になっている。
 - ② 家族からの場合について、暴力を受けた経験を話さなかった理由を身体的暴力及びネグレクトの場合と比べると、性的暴力の場合は、「言うのがはずかしかった」とする比率がかなり高い一方、身体的暴力で最も比率が高かった「自分が悪いと思った」は、一部を除き、低い比率である。
 - ③ 性的暴力が終わっていない又は終わったかどうかわからないとする者は、加害者が家族の場合の女子で半数を占める。
- (6) 家族から不適切な保護態度を受けたことのある者は、男子で約8%、女子で約11%である。そのほとんどが保護者から繰り返し受ける、本報告書で言うところのネグレクトの経験者である。

3 家族からの加害行為と家庭・資質・非行

施設職員が作成した調査票の集計結果に基づき、家族からの加害行為と家庭、少年の資質及び非行との関連について分析した。

(1) 被害・被虐待経験と家庭

- ① 男子で「貧困層（貧困及び生活保護受給をいう。）」の場合に「ネグレクト」が有意に多い。
- ② 被虐待経験の有無ときょうだい順位との関連では男女ともに有意な関連が認められ、被虐待経験があり、「第1子（きょうだいあり）」に該当する場合が有意に多く、「第2子以降」の場合が有意に少ない。
- ③ 第1子に対する最もひどい加害者として、身体的虐待①（男子）及びネグレクト（女子）で母が有意に多い。
- ④ 被虐待経験の有無と父母それぞれの養育態度では、身体的虐待において「拒否」及び「厳格」が有意に多い。

(2) 被害・被虐待経験と資質

家族から受けた各種類の被害あるいは被虐待経験の有無と性格特性との関連を探るために、性格特

性の指標として「法務省式人格目録（MJPI）」の得点を使用し、分析を行った。

その結果、被虐待群は、被虐待経験のない群と比較して、神経質で被害感が強く抑うつ的である一方、落ち着きのない自己顕示的な性格特性を表しやすいことが示唆された。

(3) 被害・被虐待経験と非行

家族からの身体的暴力等を受けた経験と非行との関連について、一つは、家族からの加害行為の経験の有無やその状況と非行との関連、もう一つは、家族からの加害行為と自らの非行との関連についての少年自身の認識（非行関連認識）の点から分析した。ここでは、後者について概要を紹介する。

- ① 加害者が家族以外の場合は全ての加害行為において、被害経験と非行との関連はないとする者が半数を超えて最も多いのに対し、被虐待群の場合は、男子の性的暴力を除く全ての加害行為において、関連がないとする者は半数を割っている。また、男女を比べると、一部を除き、女子の方が関連があるとする者の比率が高い。
- ② 身体的暴力の被虐待群の非行関連認識別に被害を受けた時の行動を見ると、関連があるとする者は、①（軽度）ではやつあたり、家出、飲酒・薬物使用をした者が多く、②（重度）では閉じこもり、やつあたり、飲酒・薬物使用、他者への加害行為をした者が多い。
- ③ 各加害行為について、加害者が家族以外の場合と家族の場合に分けて、加害行為の終了の有無別に非行関連認識を見ると、一部を除き、関連があるとする者は、加害行為が「終わっていない」とするものに多い。

「児童虐待に関する研究会」のまとめ

児童虐待問題に関する研究会においては、当研究部の研究官（補）に法律、医学、福祉等の専門家を交え、それぞれの現場における児童虐待の現状についての報告と、それらを踏まえて、検察、矯正及び更生保護の現場の処遇を児童虐待という視点から見直すことを試みた。

研究会で報告された児童虐待の状況は、医療、社会福祉、刑事司法等の領域でそれぞれ異なり、児童虐待と一言で言っているものが、極めて多面的な様相を持っていることを再認識させられる結果となった。児童虐待に対する取組には、関係機関の連携が重要であることは言うまでもないが、その前提として、それぞれが取り組んでいる児童虐待の様相の相互理解が必要であると思われる。

今回は、発表者の了承を得て、研究会での報告等を掲載したので、児童虐待問題の諸相を理解する一助として活用されることを期待する。

研究第一部長

加 澤 正 樹